

選考委員会規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本パラダンススポーツ協会（以下「JPDSA」という。）における選考委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

(委員会)

第2条 委員会は、JPDSAの選手派遣に関する事項を審議する。

2 前項に掲げる事項とは、つぎの各号をいう。

- (1) 選考基準に基づき派遣選手を審議し決定する
- (2) その他、派遣選考基準詳細についての審議

(委員)

第3条 委員会に、つぎの委員を置く。

委員長 1名、委員として理事・強化部・医事部より各1名以上。

2 委員長及び委員は、理事会の議決により指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、指名の日から開始し、JPDSA

理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が招集して、その議長となる。

2 委員会の議事は、委員長及び委員の合意により決定する。

3 代表理事、副理事、理事及び事務局長は委員会に出席して意見を述べる ことができる。

4 本規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

附則

1 本規程は、令和元年 11 月 5 日から施行する。